# 参考資料

# 参考 1-1 大規模震災発生時のｺﾝﾃﾅ貨物の代替輸送需要予測

## 被災時における代替需要量の予測フロー

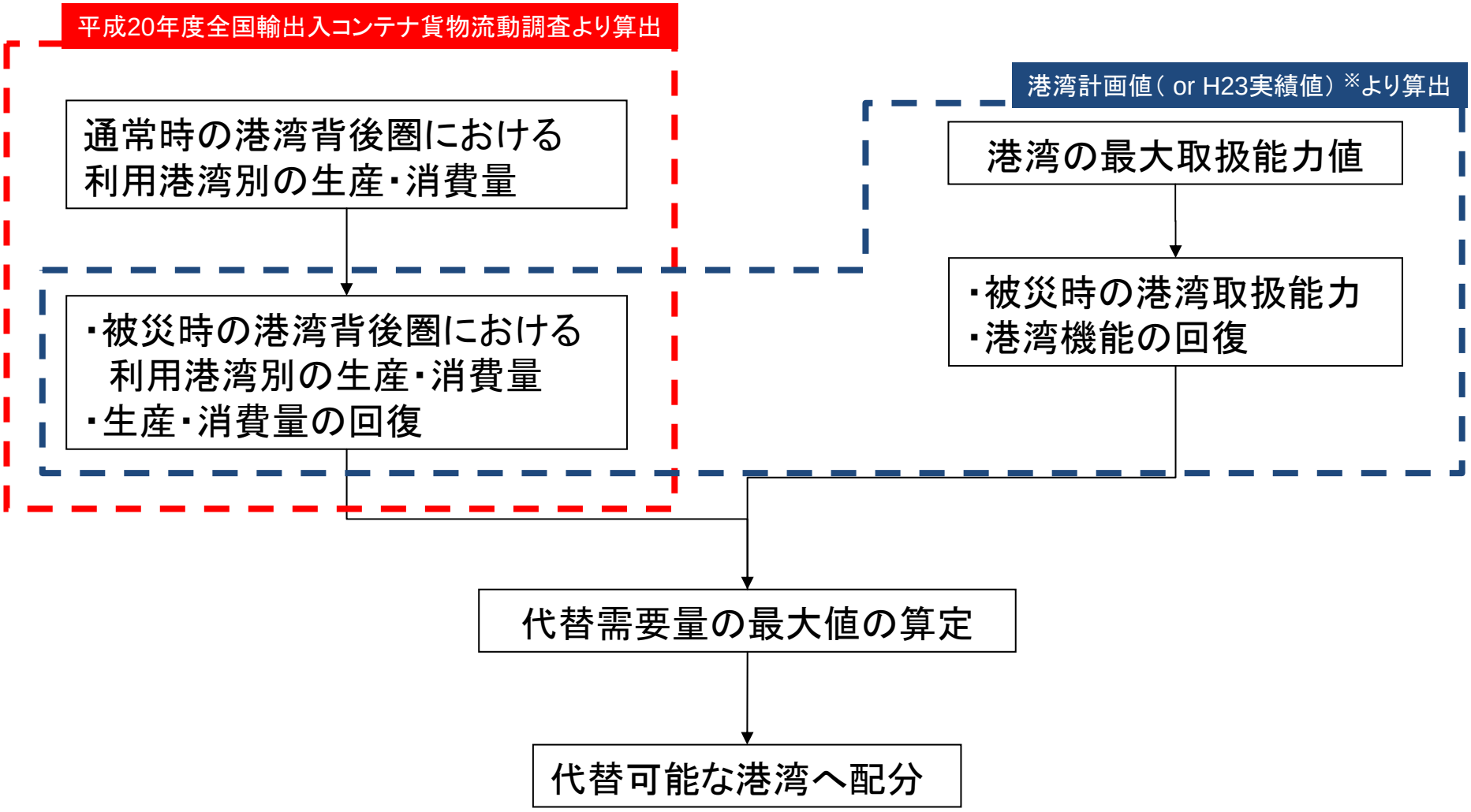


※港湾の最大取扱能力は、港湾計画値（未着手岸壁の計画取扱量は除く）とし、
港湾計画値がなければH23実績値とする。

# 参考 1-2 大規模震災発生時のｺﾝﾃﾅ貨物の代替輸送需要予測

## 被災時における港湾の取扱能力

1. 各港湾における港湾計画値をその港湾における最大取扱能力値とする。
2. 震度5．5以上の地震により被災した場合、阪神大震災を参考に、通常岸壁については被災直後に取扱能力はゼロとし、耐震岸壁については機能が100%維持されるものとする。震度5．5未満の場合は港湾機能は100%維持されるものとする。
3. 津波、もしくは地震と津波により被災した場合、東日本大震災を参考に、被災直後6ヶ月間は当該港湾の取扱能力をゼロとする。
4. 被災後の各港湾の取扱能力は、下図のとおり復旧するものとする。

### 地震被災型の復旧曲線

復旧曲線は、阪神大震災時の神戸港の事例（コンテナ貨物の回復状況）を参考に下図のように設定した。

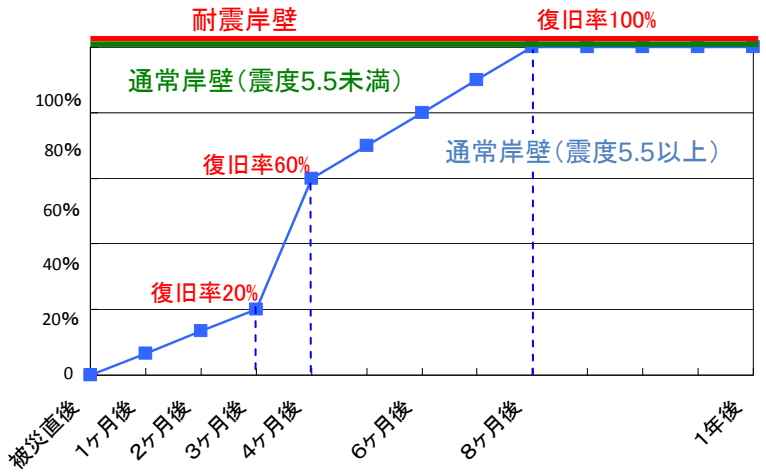


### 地震・津波被災型の復旧曲線

復旧曲線は、東日本大震災時の仙台塩釜港の事例（ガントリークレーン復旧状況）から下図のように設定した。

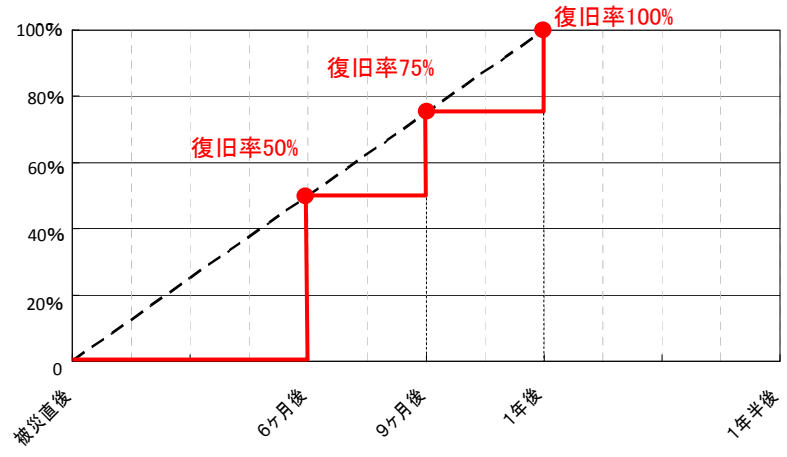

# 参考 1-3 大規模震災発生時のｺﾝﾃﾅ貨物の代替輸送需要予測

## 被災時における事業所の生産・消費量

1. 東日本大震災を参考に、震度ごとに生産・消費量の落ち込み度合いや回復スピードを設定。
2. 利用港湾別に港湾の背後圏の生産・消費量を集計し、被災直後から生産・消費量が回復するまでの間の各港湾の取扱貨物量を推計。
3. 津波による事業所の生産・消費量の落ち込みは考慮しない。

表　被災後のコンテナ生産・消費量

| | 被災直後の生産・消費能力 | 備考 |
|---|---|---|
| 震度７　（震度6.5以上） | 0% | 生産・消費能力の回復スピードを被災後６ヶ月後で回復率５０%、１年半（１８ヶ月）で回復率１００%と設定 |
| 震度６強（震度6.0～6.4） | 50% | |
| 震度６弱（震度5.5～5.9） | 60% | 生産・消費能力の回復スピードを被災後６ヶ月後で回復率１００%と設定 |
| 震度５強（震度5.0～5.4） | 70% | |
| 震度５弱（震度4.5～4.9） | 80% | 生産・消費能力の回復スピードを被災後１ヶ月後で回復率１００%と設定 |
| 震度４以下（震度～4.4） | 100% | ※東日本大震災の事例では標本数が少ないため |

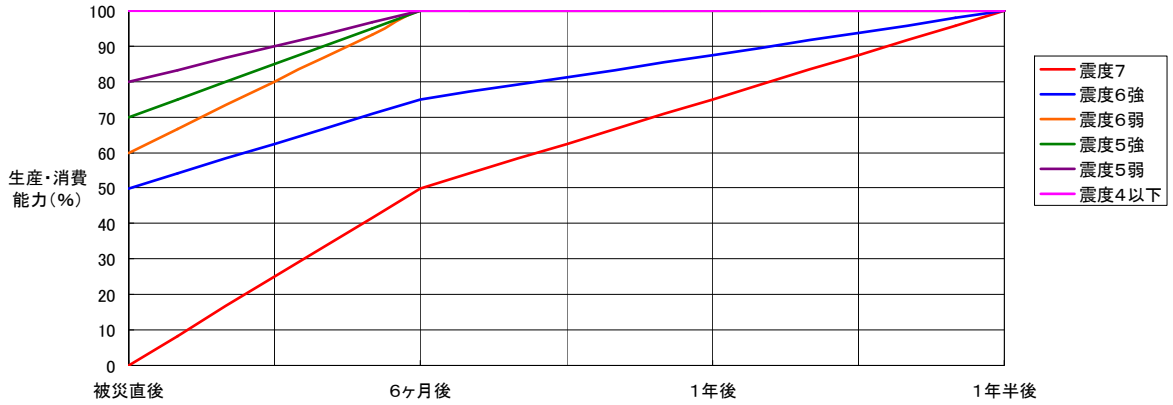


図　被災後の震度別コンテナ生産・消費能力の回復曲線

# 参考 1-4 大規模震災発生時のｺﾝﾃﾅ貨物の代替輸送需要予測

## 代替需要量の最大値

1. 被災直後から生産・消費量が回復するまでの間、港湾背後圏の生産・消費量と港湾の取扱貨物量の差分を算出する。
2. その差分が最大となる貨物量を、その港湾からオーバーフローする貨物量（代替需要量の最大値）とする。

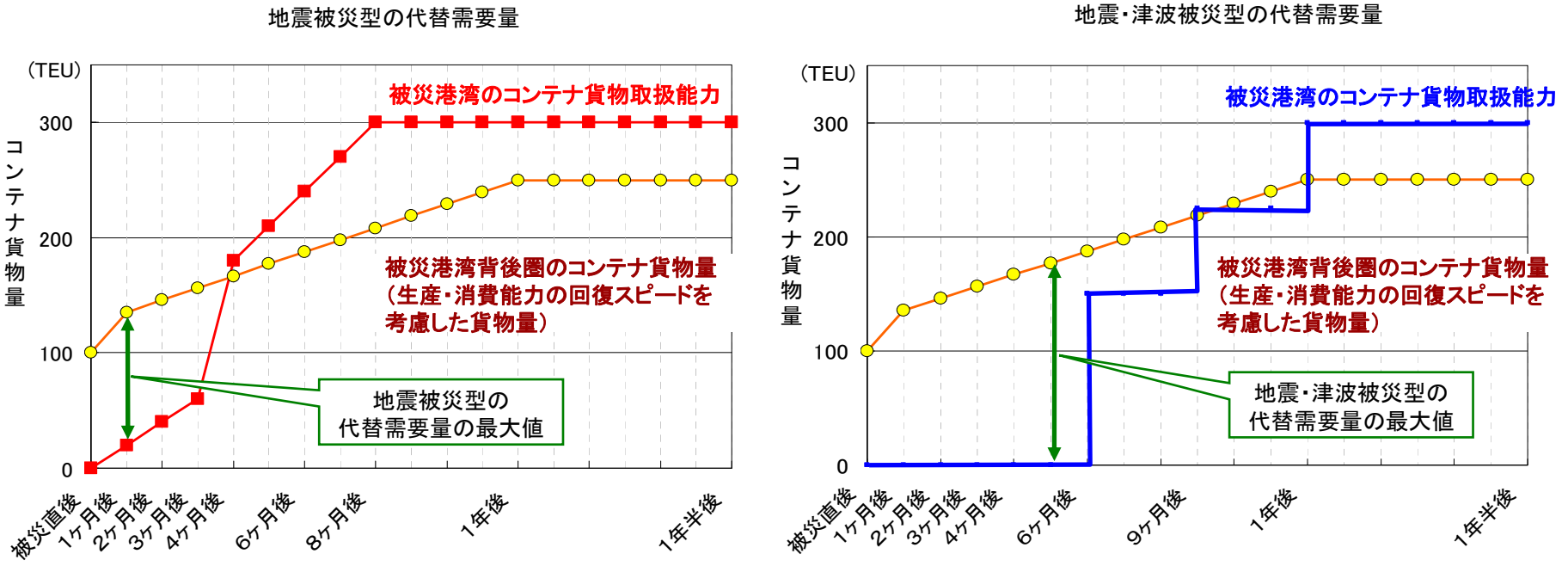


図　代替需要量の算定イメージ

# 参考 2-1 社会インフラの確保（港湾等）

・平成23年4月期と平成24年4月期を比較した場合、被災した東北太平洋側港湾での貿易額が減少する一方、日本海側港湾の貿易額が増加傾向。

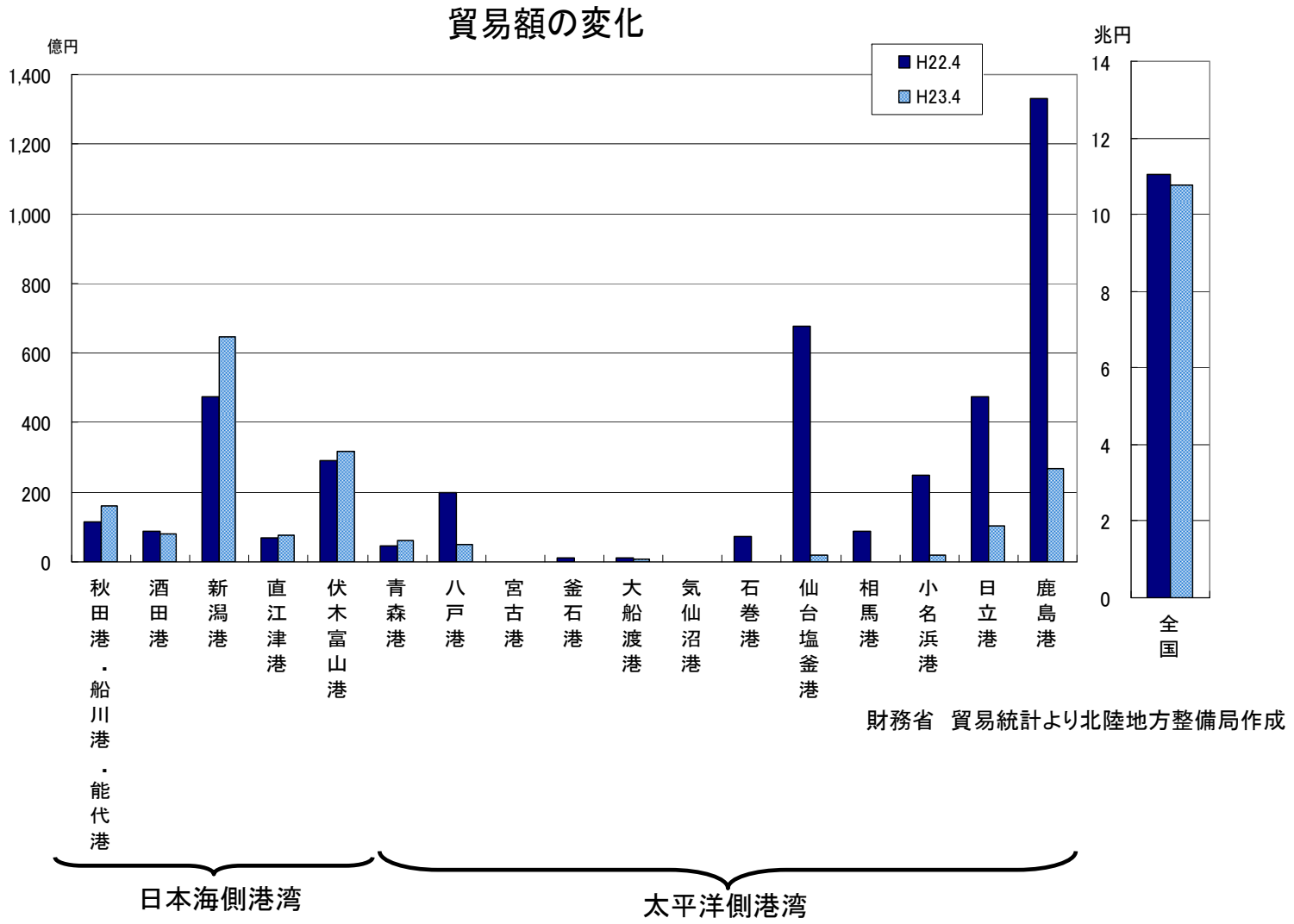


財務省　貿易統計より北陸地方整備局作成

# 参考 2-2 社会インフラの確保（港湾等）

## ■算定式各係数の考え方

$N_S$：グランドスロット数

（コンテナを蔵置する一段目のスペース）

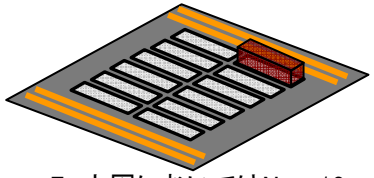

Ex:上図においては$N_S$＝12

$\alpha$：有効係数

（蔵置するスペースの有効活用率）

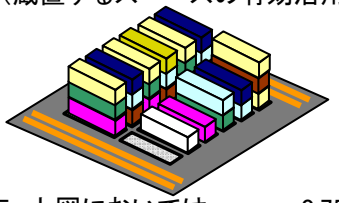

Ex:上図においては　$\alpha$＝0.75

（MAX36TEU（3段）に対して27TEU）

H：コンテナ最大積段数

（コンテナ積み段数の最大値）

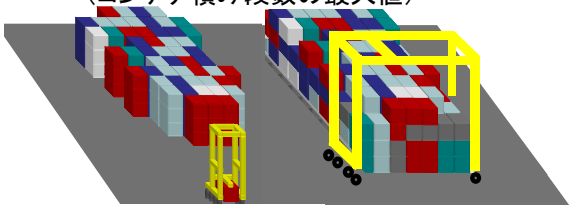

ストラドルキャリア
実入：3段　空：4段

トランスファークレーン
実入：4段　空：5段

## ■コンテナターミナルにおける最大取扱貨物量算定の考え方

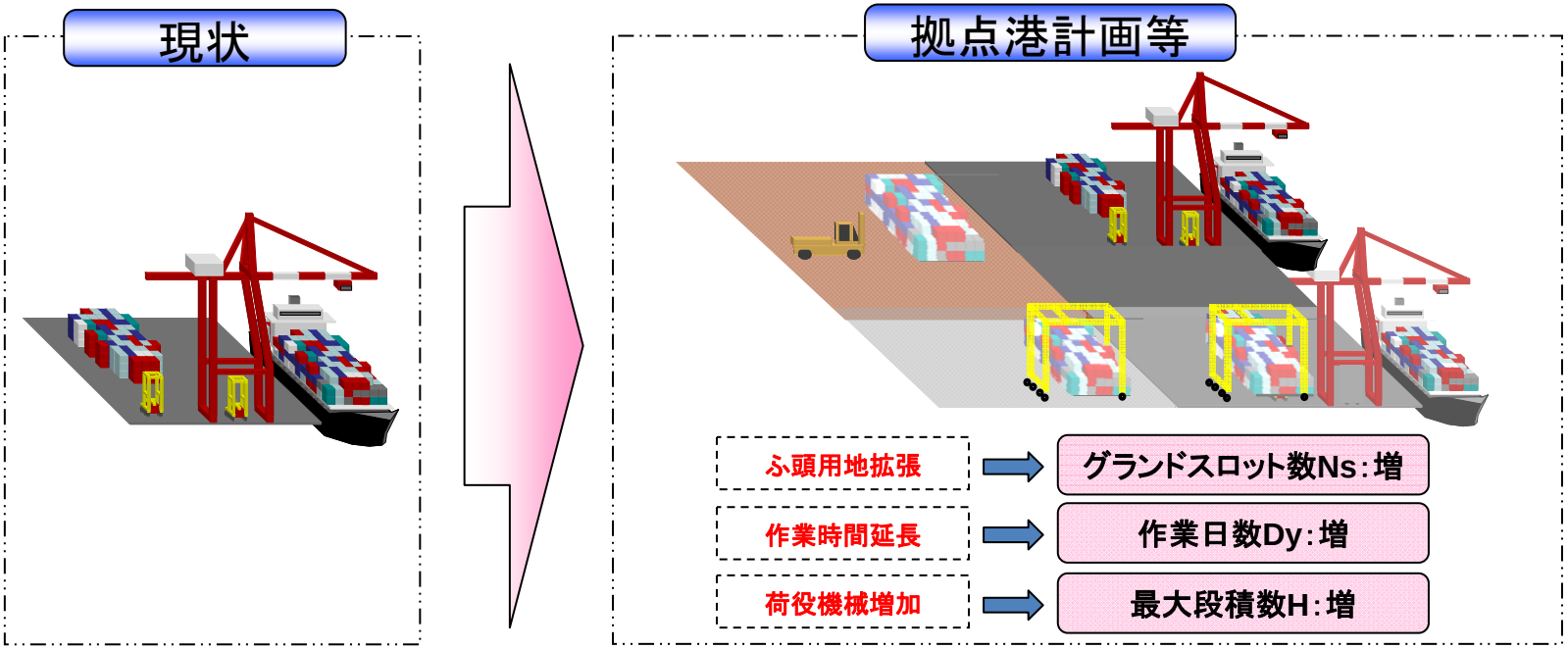


（非常時における）コンテナターミナルの最大取扱貨物量を算定

# 支援措置一覧

# 経済産業省　（企業立地促進法に基づく主な支援の概要）

| 制度名等 | 支援措置 | 対象 | 特例内容 | 適用範囲・実績 |
|---|---|---|---|---|
| 成長産業・企業立地促進等事業費補助金 | 補助金 | 企業立地促進法に基づき、市町村及び都道府県とともに地域産業活性化協議会を構成する民間事業者（財団法人、社団法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社等） | 補助率(10/10)<br><br>①成長産業人材養成等支援事業<br>成長産業などの企業立地促進・事業高度化に資する高度な人材育成に係る経費を補助。<br>②成長産業振興・発展対策支援事業<br>成長産業などの産業集積活性化のための新たなサービスや製品を創出する取組等に係る経費を補助。 | H24年は53件を採択<br>（北陸4県はなし） |
| 成長産業・企業立地促進等施設整備費補助金 | 補助金 | 一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、（地方）独立行政法人、第三セクター、PFI事業者等 | 補助率（1／2） <br><br>〇補助対象事業<br>企業立地促進法に基づき国の同意を受けた「基本計画」の集積区域内において、企業立地促進・産業集積形成のための基盤として活用され、我が国の産業競争力強化に資する施設・設備の整備事業であり、以下の要件を満たす事業です。<br>①国の同意を受けた「基本計画」において位置づけられている事業であること。<br>②我が国の産業競争力強化に資する事業であること。等<br>＜補助対象施設等＞<br>貸工場、貸事業場、試作・検査機器 | H23年は以下の3件を交付先として採択。<br><br>・国立大学法人千葉大学<br>・(財)燕三条地場産業振興センター<br>・(財)飯伊地域地場産業振興センター |

| 制度名等 | 支援措置 | 対象 | 特例内容 | 適用範囲・実績 |
|---|---|---|---|---|
| 立地企業への設備投資減税（法人税等） | 課税の特例 | 都道府県知事から「企業立地計画」の承認を受けている事業者 | 特別償却償却率　　機械：15% 建物：8%<br>（対象業種、設備要件等条件あり） | 全国の自治体（都道府県・市町村）<br>〇計画件数（19年7月～24年4月同意）：47都道府県198計画<br>（ただし、国が策定する 基本方針 に基づき、自治体(都道府県・市町村)が 地域産業活性化協議会 での協議を経て、基本計画 を作成すること） |
| 企業立地や事業高度化に取り組む中小企業者を支援する低利融資制度 | 低利融資制度 | 基本計画で定められた集積区域における集積業種に属する中小企業者 | 〇貸付限度額<br>・7億2千万円（うち運転資金2億5千万円）<br>〇貸付利率<br>・承認企業立地計画等に基づき設備投資を行った場合、設備資金について、特利③<br>・上記以外の場合、基準金利<br>〇貸付期間<br>・設備資金：20年以内<br>・運転資金：７年以内 | |
| 工場立地法の特例 | 規制緩和 | 基本計画で定められた集積区域 | 緑地面積規制権限の市町村への委譲<br>（緑地面積率の引下げ可能化） | |
| 地方交付税（減収補填）制度及びその拡充 | 地方交付税 | 地方税を課税等免除した自治体 | 課税等の免除額の75%を普通交付税で補てん<br><br>対象税目<br>都道府県：不動産取得税<br>市町村：固定資産税 | |

## 国土交通省　（物流総合効率化法に基づく主な支援の概要）

| 制度名等 | 支援措置 | 対象 | 特例内容 | 適用範囲・実績 |
|---|---|---|---|---|
| 倉庫業に対する税制上の特例措置 | 税制による優遇措置 | 倉庫用建物等の所有者<br>倉庫業者 | ○所得税・法人税<br>割増償却　5年間1／10（営業倉庫）<br>（物資の流通の拠点となる区域又は特定臨港地区内など条件あり）<br><br>○固定資産税・都市計画税<br>課税標準の特例　5年間1／2（営業倉庫）<br>5年間3／4（附属設備）<br>5年間7／8（港湾上屋） | 認定件数168（平成24年3月末現在）<br><br>北陸地方整備局管内の対象港湾（特定臨港地区）：新潟港（新潟県）、伏木富山港（富山県） |

## 中小企業庁　（被災企業に対する災害復旧貸付等）

| 制度名等 | 支援措置 | 対象 | 特例内容 | 適用範囲・実績 |
|---|---|---|---|---|
| 災害関係保証<br><br>（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震等による災害の激甚災害の指定及び被災中小企業者対策） | 金融機関から借入等を行う場合、信用保証協会が保証する | 被災中小企業など | ○貸付限度額：<br>別枠で、日本政策金融公庫中小事業1．5億円、国民事業3千万円商工組合中央金庫1．5億円<br><br>○貸付期間：<br>日本政策金融公庫（中小事業・国民事業）設備資金、運転資金とも10年以内（据置2年以内）商工組合中央金庫設備資金、運転資金とも10年以内（据置2年以内）<br><br>○貸付利率：<br>日本政策金融公庫（中小事業1．75%（注）、国民事業2．25%（注））商工組合中央金庫所定の利率（相談の上決定）（注）貸付期間5年以内の基準利率（平成23年3月12日現在）。利率は、担保の有無、返済期間その他個別の事情により変動。<br><br>○担保：<br>弾力的に取り扱う。 | 措置の対象は「全国」 |
| 中小企業BCP策定運用指針 | BCP策定マニュアルの提示 | 中小企業など | 中小企業においてBCPを策定・運用する際の支援ツールとして2006年に策定。<br><br>中小企業庁のホームページでBCPの記入様式、サンプルなどを公表し、3つのコース（基本・中級・上級コース）を設けて、BCP策定・運用に関する考え方などを説明。 | 本指針を基にBCPを作成した企業48社 |

# 新潟県

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

| 条例名 | 対象者の要件 | 対象地域 | 事業税 | 不動産取得税 |
|---|---|---|---|---|
| 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例 | ①又は②のどちらかに該当する者<br>①製造業、旅館業、情報通信技術利用事業を行う青色申告者：投下固定資産額（家屋、構築物、生産設備等）2,700万円超<br>②畜産業、水産業を行う個人：当該事業の延べ労働日数1/3超1/2以下 | 過疎地域 | ①の者<br>課税免除（3年間）<br>②の者<br>個人事業税（5年間） | ①の者のみ<br>取得時<br>課税免除 |
| 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例 | ①又は②のどちらかに該当する者<br>①製造業、旅館業、ソフトウェア業を行う青色申告者：投下固定資産額（家屋、構築物、生産設備等）2,700万円超<br>②畜産業、水産業、薪炭製造業を行う個人：当該事業の延べ労働日数1/3超1/2以下 | 佐渡市、粟島浦村 | ①の者<br>課税免除（3年間）<br>②の者<br>個人事業税（5年間） | ①の者のみ<br>取得時<br>課税免除 |
| 新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例 | 投下固定資産額（土地、家屋、構築物）2億円超（製造業及び卸売業のうち農林漁業関連業種 5,000万円超）<br>対象業種　製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、情報通信技術利用業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、自然科学研究所のうち同意基本計画に定められた業種 | 同意集積区域 | — | 取得時<br>課税免除 |
| 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例 | 投下固定資産額（家屋、構築物）1億円超<br>対象業種　製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、情報通信技術利用業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、植物工場、データセンター<br>当該事業用家屋で常用雇用者3人以上増加、県内事業所全体で見ても3人以上増になっていることが必要 | 産業立地促進地域<br>（知事が指定した地域） | 不均一課税<br>（税率の1/2）<br>新規常用雇用者10名以上の場合6年間<br>新規常用雇用者3～9名の場合3年間 | 取得時<br>課税免除 |

## 〈補助金・助成金・奨励金〉

| 条例名・制度名 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 交付条件 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 補助対象事業等 | 補助額等 | 限度額 |
| 新潟県産業立地促進事業補助金 | 県内に工場等を新設又は増設する企業で知事の承認を得た者 | 業種　製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、研究開発施設<br>新規常用雇用者数10人以上<br>投下償却資産1億円以上 | 県内全域 | 工場等に係る投下償却資産 | 投下償却資産の5%以内 | 50億円 |
| 新潟県県営産業団地等企業立地支援補助金 | 県内に既存工場を有していない県外企業で、県営産業団地等において県等から新たに土地を取得して工場等を建設する企業 | 製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業<br>新規常用雇用者数が3人以上<br>土地取得後3年以内（リースの場合は1年以内）に工場等の建設に着手すること | 県営産業団地（中部産業団地、東部産業団地、東港工業地帯、新潟東港物流団地）<br>中条中核工業団地 | 電気料金 | 電気料金の約1/4相当額を8年間 | 年額1,875万円 |
| 新潟県外資系企業等立地促進事業補助金 | 県内に新たに事業所を設置する外資系企業等 | 外資系企業（資本比率1/3超）、外国企業、外国の商工関係団体※不適当と認めるものを除く<br>新規常用雇用者3人以上及び30㎡以上の事業所賃貸 | 県内全域 | 事業所の賃貸借に係る費用（敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料、駐車場料金、火災保険料その他の直接事業所の賃貸借に要しない費用を除く） | 事業所賃借料×1/2以内（3年間） | 300万円<br>（年間100万円を限度に3年間通算） |
| 新潟県コールセンター等企業立地促進事業補助金 | 県内にコールセンター及びデータセンターを新設、増設又は移転する企業 | コールセンター、データセンター（コールセンターについては原則として受信（インバウンド））業務に限る。新規常用雇用者を指定地域から20人（新潟市の場合50人）以上雇用<br>新・増設に着手又は賃貸借契約締結後1年以内に操業開始 | 県内全域 | ①事業所の賃借料<br>②通信回線使用料<br>③新規常用雇用者 | ①事業所の賃借料（敷金等除く）×1/2（1年間）<br>②通信回線使用料×1/2（1年間）<br>③新規雇用者数×30万円（3年間）<br>※③については、2年目以降は新規常用雇用者が20人以上増加した場合に対象 | 1億円<br>（知事が必要と認めた場合2億円） |
| 新潟県情報サービス企業立地促進事業補助金 | 県内に情報サービス事業所を新設、増設又は移転した企業 | （県内において増設する場合は、創業後5年以内の企業）<br>新規常用雇用者10人以上新・増設に着手又は賃貸借契約締結後6月以内に操業開始 | 県内全域 | ①事業所開設に伴う投資<br>②事業所の賃借料<br>③新規常用雇用者 | ①事業所開設に伴う投資額×10/100<br>②事業所賃借料（12月間、敷金等除く）×1/2<br>③新規常用雇用者数×30万円<br>（①②③とも、1年間） | 3,000万円 |

# 新潟県

〈融資〉

| 条例名・制度名 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 融資条件 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 融資対象事業等 | 融資条件 | 限度額 |
| 新潟県企業立地促進資金貸付金 | 立地企業 | ①県内に工場を新設及び増設する企業（製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又は自然科学研究所）であること<br><br>②新規常用雇用者を指定地域から3人以上雇用 | 工場立地法に規定する工場適地 | 工場用地取得造成資金（1年以内に工場建設に着手するものに限る） | 利率　　年1.90% | 5億円 |
| | | | 農村地域工業等導入促進法に規定する農工地区 | 工場建設資金 | 償還期間　10年以内 | （知事が必要と認めた場合10億円） |
| | | | 地方公共団体等が造成した工業団地（県営産業団地等を含む）<br>工業系の用途地域指定地区、土地利用計画の調整地 | 附属設備、機械設備資金 | （うち据置2年以内） | |

# 新潟市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|
| 工業振興条例 | ○製造業、新聞業、出版業<br>・取得面積　1,500㎡以上<br>・工場建設面積が用地の20%以上<br>・用地取得後3年以内に操業開始 | 用地取得助成金<br>○取得額の30%以内<br>○限度額　5億円 |
| | ・中小企業<br>投下固定資産額　5,000万円以上<br>・大企業<br>投下固定資産額2億円以上<br>新規雇用者数　30人以上 | 工場建設促進助成金<br>○固定資産税相当額（5年間）<br>○事業所税資産割額相当額（5年間） |
| | ・中小企業<br>投下固定資産額　5,000万円以上<br>新規雇用者数　10人以上<br>・大企業<br>投下固定資産額　2億円以上<br>新規雇用者数　30人以上 | 雇用促進助成金<br>○1名当たり30万円<br>○限度額3,000万円 |
| 研究開発施設立地促進事業補助金交付要綱 | ○自然科学研究所、研究開発施設（製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、機械設計業）<br>・施設の新・増設・移設<br>・投下固定資産額　5,000万円以上<br>・用地取得の場合、施設面積が用地面積の20%以上 | 助成金<br>○該当固定資産額の10%<br>○限度額　5億円 |
| 物流施設立地促進事業補助金交付要綱 | ○道路貨物運送業、倉庫業、こん包業<br>・取得面積　3,000㎡以上<br>・用地取得額を除く投下固定資産額が用地取得額と同額以上又は5億円以上<br>・施設建設面積が用地の20%以上<br>・用地取得後3年以内に操業開始 | 用地取得助成金<br>○取得額の30%以内<br>○限度額　5億円 |
| | ・中小企業<br>投下固定資産額　5,000万円以上<br>・大企業<br>投下固定資産額2億円以上<br>新規雇用者数　30人以上 | 施設建設促進助成金<br>○固定資産税相当額（5年間）<br>○事業所税資産割額相当額（5年間） |
| | ・中小企業<br>投下固定資産額　5,000万円以上<br>新規雇用者数　10人以上<br>・大企業<br>投下固定資産額　2億円以上<br>新規雇用者数　30人以上 | 雇用促進助成金<br>○1名当たり30万円<br>○限度額3,000万円 |
| 情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱 | ○ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業<br>・中心市街地区域内への事業所設置<br>・新規常用雇用　10人以上<br>（大企業の場合30人以上） | 助成金<br>○事業所貸借料の1/2<br>○限度額　900万円<br>○補助期間　3年間 |
| 工業振興資金融資要綱 | ○用地取得面積　500㎡以上<br>○生産施設等面積　150㎡以上 | 貸付金<br>○年1.9%（信用保証付）<br>○償還期間<br>5,000万円以内　7年以内<br>5,000万円超　12年以内<br>○限度額　2億円 |

# 富山県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

| 条例名 | 対象者の要件 | 対象地域 | 事業税 | 県固定資産税 | 不動産取得税 |
|---|---|---|---|---|---|
| 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例 | ○工業生産設備取得額2,700万円超 | 過疎地域 | ○3年間<br>○課税免除 | ○3年間<br>○課税免除 | ○取得時<br>○課税免除 |
| | ○工業生産設備取得額2,700万円超 | 半島地域 | ○3年間<br>○原則税率×1/10 | ○3年間<br>○税率0.014/10（初年度） | ○取得時<br>○原則税率×1/10 |
| | ①工業生産設備取得額10億円超<br>②増加雇用者数50人超 | 中部圏都市開発区域 | ― | ○3年間<br>○税率0.014/2（初年度） | ○取得時<br>○原則税率×1/2 |
| | ○企業立地促進法に基づく企業立地計画の知事承認が必要<br>○IT、医薬品、機械・金属、健康生活関連の各製造業が対象<br>○土地、家屋等の合計額2億円超 | 同意集積区域 | ― | ○3年間<br>○課税免除 | ○取得時<br>○課税免除 |

〈融資〉

| 条例名・制度名 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 融資条件 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 融資対象事業等 | 融資条件 | 限度額 |
| 富山県企業立地促進資金貸付要綱 | 立地企業 | ①次のアまたはイの何れかに該当する設備を取得する者<br>ア．次に掲げる事業の用に直接供する設備（製造業、卸売業、道路貨物運送事業、倉庫業、旧頭脳立地法に基づく16業種）<br>イ．次に掲げる業種の事業の事務所の用に直接供する設備で、高岡オフィスパーク内に設置されるもの（製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供、サービス業、デザイン業等）<br>②設備取得後3年以内に事業開始すること<br>③事業開始後1年以内に発電用施設の周辺地域の住民を5人以上新たに雇用し、かつ新規雇用従業者の2/10以上が、発電用施設の周辺地域の住民である企業又は組合 | ○地方公共団体又は中小企業基盤整備機構が造成した用地<br>○その他知事が特に認める場所 | ○設備資金（土地、建物、構築物を含む） | ○利率1.65%<br>○貸付期間10年以内<br>（据置2年以内含む）<br>（平成22年9月現在） | ○2億円<br>（知事特認は5億円） |

〈補助金・助成金・奨励金〉

| 条例名・制度名 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 交付条件 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 補助対象事業等 | 補助額等 | 限度額 |
| 伏木富山港拠点化支援事業 | 事業者 | シフト貨物事業・新規貨物事業（初年度） | | 本港利用のコンテナ取扱個数（伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金交付要綱に基づき、伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金の交付を受けて輸出又は輸入したコンテナ貨物を除くこととし、輸出と輸入の合計とする。以下同じ。）が10TEU以上49TEU以下であること。<br>本港利用のコンテナ取扱個数が50TEU以上99TEU以下であること。<br>本港利用のコンテナ取扱個数が100TEU以上であること。 | 1TEUあたり1万円<br>1TEUあたり1万5千円<br>1TEUあたり2万円 | ー奨励企業につき200万円 |
| | | シフト貨物事業・新規貨物事業（二～五年度） | | 本港利用のコンテナ取扱個数が前年度に対し50TEU以上増加し、かつ、前年度に対し10%以上増加していること。<br>本港利用のコンテナ取扱個数が前年度に対し100TEU以上増加し、かつ、前年度に対し20%以上増加していること。 | 本港利用のコンテナ取扱個数のうち、前年度に対し増加した分について、1TEUあたり1万円<br>本港利用のコンテナ取扱個数のうち、前年度に対し増加した分について、1TEUあたり2万円 | ー奨励企業につき100万円<br>ー奨励企業につき200万円 |
| | | 新規立地・増設企業<br>企業立地助成金若しくは物流業務施設立地助成金の交付決定を受けた企業又は企業立地計画の承認を受けた企業 | | 本港利用のコンテナ取扱個数が10TEU以上であること。（1回の申請につき継続した3箇年度限り） | 本港利用のコンテナ取扱個数1TEUあたり1万円<br>ただし、操業開始後に発生した貨物に限る。 | ー奨励企業につき100万円 |
| | 商社、物流業者等 | | ー | 複数の事業者の本港利用のコンテナを取り扱い、そのコンテナ取扱個数の合計が100TEU以上であり、かつ、前年度に対し50TEU以上増加していること。 | 本港利用のコンテナ取扱個数のうち、前年度に対し増加した分について、1TEUあたり2万円 | ー奨励企業につき200万円 |

# 富山県

〈補助金・助成金・奨励金〉

| 条例名・制度名 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 交付条件 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 補助対象事業等 | 補助額等 | 限度額 |
| 富山県企業立地助成金交付要綱 | 〈企業立地奨励事業〉<br>立地企業（市町村間接） | （新規立地の場合）<br>①新規用地取得<br><br>②新規雇用20人（製造業以外は10人）以上<br><br>③設備投資額5億円以上<br>（増設の場合）<br>①新規雇用30人（製造業以外は20人）以上<br><br>③設備投資15億円以上 | ○県下全域 | ○市町村の奨励金交付額<br>○用地・建物・設備の取得額（ただし事業の用に直接供するものに限る） | ○次の①、②のいずれか低い額<br>①市町村奨励金交付額の1/2<br><br>②用地・建物・設備の取得額の５% | ○2億円<br>（特認5億円、半導体、FPD関連など先端産業については最大30億円）<br>（市町村交付額と併せた金額） |
| | | ○製造業、ソフトウェア業、デザイン業、本社機能を持つ事業所の進出 | ○富山八尾中核工業団地<br>○高岡オフィスパーク<br>○小矢部フロンティアパーク | ○借地料×50%（市交付額と併せると100%）×３年間 | | ○2,000万円×３年間<br>（市交付額と併せた金額） |
| | （山村地域企業立地奨励事業）<br><br>立地企業（市町村間接） | ①中小企業による新規立地又は増設<br><br>②設備投資1,000万円以上<br><br>③新規雇用３人以上 | ○山村地域 | ○市町村の奨励金交付額<br><br>○用地・建物・設備の取得額（ただし事業の用に直接供するものに限る） | ○次の①、②のいずれか低い額<br><br>①市町村奨励金交付額の1/2<br><br>②用地・建物・設備の取得額の5% | ○500万円 |
| | 〈工場周辺環境整備事業〉<br>市町村 | ○新規立地又は増設 | ○県下全域 | ○工場と地域住民との融和に資するため、市町村が行う公共用施設（集会場、運動場、公園、緑地、道路、排水路等） | ○次の①、②のいずれか低い額<br>①工場床面積１㎡当たり1,000円～1,800円<br>②事業費の1/2又は1/3 | ○1,000万円 |
| | 〈立地基盤整備事業〉<br>市町村 | （新規立地）<br>新規雇用20人以上<br><br>（大規模投資）<br>新規雇用おおむね60人以上 | ○県下全域 | ○工場のために市町村が整備する施設（進入路、専用排水路等） | ○次の①、②のいずれか低い額<br>①工場床面積１㎡当たり1,500円～1,800円<br>②事業費の1/2又は2/3 | ○工場周辺環境整備事業とあわせ1,500万円 |
| | 〈工場環境整備事業〉<br>立地企業（市町村間接） | （新規立地）<br>新規雇用20人以上<br>（大規模投資）<br>新規雇用おおむね60人以上 | ○県下全域 | ○工場の設置者が行う施設に対する市町村の補助経費（環境保全施設、消融雪装置等） | ○次の①、②、③の最も低い額<br>①市町村補助金の1/2<br>②事業費の1/3<br>③新規雇用従業員数１人当たり10万 | ○3,000万円 |
| 富山県人材集積助成金交付要綱 | 立地企業 | ①自然科学研究所等の新設又は増設<br><br>②新規雇用10人以上<br>③設備投資額3,000万円以上<br>④対象業種：自然科学研究所、デザイン業、本社機能を行なう事業 | ○県下全域 | ○新規雇用者１人当たり50万円 | | ○1億円 |
| 富山県民間研究所立地奨励金 | 立地企業 | ①自然科学研究所の新設又は増設<br><br>②研究開始後１年以内に、研究員が10人以上 | ○県下全域 | ○設備投資額 | ○設備投資額の15%～20% | ○2億円<br><br>（知事特認5億円） |
| 伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金 | トライアル荷主企業 | ①本県の物流拠点性の向上に資する計画であること<br>②事業実施により5OTEU以上の利用が見込まれること<br>③モーダルシフトやリスク分散、物流の効率化に資すること | ○県下全域 | トライアル荷主企業に対して、陸上輸送費、通関料、梱包料などの輸出諸経費、海上輸送を補助 | 対象経費の１／２ | １００万円 |

# 富山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準<br>投下固定資本額（万円超） | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|
| ①土地、建物、構築物の取得価額　20,000<br>②富山県企業立地促進計画に定める指定業種（IT、医薬品、機械金属、健康生活関連、製造業）<br>③当該新増設に対し企業立地計画の富山県知事の承認を受けた者（対象地域：富山県企業立地促進計画で定める集積区域） | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|
| 富山市商工業振興条例 | ○製造業、旧頭脳立地法16業種、貨物運送業、倉庫業、卸売業を営む商工業者で、新設工場（市長特認）<br>(1)用地取得面積3,000㎡超<br>(2)用地取得後3年以内に操業<br>(3)操業開始後1年以内に新規雇用5人以上<br>(4)工場敷地内に緑化等の環境整備計画を有する<br>(5)公害発生防止の措置計画を有する<br>(6)地域の振興上適当と認められる | 用地取得助成金<br>○用地取得価格×25%<br>（3,000㎡超～30,000㎡未満）<br>○用地取得価格×15%<br>（30,000㎡～50,000㎡未満）<br>○用地取得価格×10%<br>（50,000㎡以上）<br>○限度額　1億円<br>○平成25年度末までに県外企業が立地した場合、上記助成率および限度額が2倍、3倍の優遇制度あり（ただし、新規雇用10人以上のこと） |
| | （福利厚生施設建設助成金）<br>○従業員のための福利厚生施設を新設又は増設する者<br>（緑化推進助成金）<br>○工場等の敷地面積の10%以上の緑化を行う者<br>○緑化協定を締結していること<br>（消融雪装置設置助成金）<br>○原材料及び製品の搬出入路に消融雪装置を設置すること<br>○排水について適正に処理されること | 用地取得助成金以外の助成金<br>○工事費×30%以内<br>○限度額700万円 |
| 富山市商工業振興条例 | ○新設・移設<br>投下固定資本額2億円以上<br>（中小企業2,500万円以上）<br>○増設<br>投下固定資本額1億円以上<br>（中小企業1,000万円以上） | 企業立地助成金<br>○固定資産税の範囲内（初年度のみ） |
| | ○富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けていること | 用地・建物・設備取得助成金<br>○工場等の新設・移設又は増設に係る用地、建物、設備の取得に要する経費の10%以内（うち県助成1/2）<br>ただし、企業立地助成金及び用地取得助成金の助成がいずれもあるものとして、それぞれ算定される額の合算額が当該限度額を超えるときは、当該合算額を限度とする<br>○限度額<br>(1)取得に要する経費が5億円以上で新規雇用者数が10人（製造業の場合にあっては20人）以上の場合2億円<br>(2)取得に要する経費が50億円以上で新規雇用者数が10人（製造業の場合にあっては20人）以上の場合又は取得に要する経費が20億円以上で新規雇用者数が60人以上の場合5億円<br>(3)取得に要する経費が100億円以上で新規雇用者数が100人以上で産業構造の高度化に資すると市長が認める業種である場合30億円<br>（取得に要する経費が100億円までの部分は当該経費の10%以内、100億円を超える部分は当該経費の2%以内の額とする）<br>○富山県企業立地助成金交付要綱に規定する先端産業立地奨励事業に該当するものについては、前項の額に、取得に要する経費の10%以内の額（限度額10億円）を加算する |
| 富山市雇用創出企業立地助成金交付要綱 | ○工場等の新増設に伴い、新規雇用者数が10人以上になる場合 | 助成金<br>○新規雇用者数に50万円を乗じた額を助成金額として交付する<br>○5年間の均等分割交付（1人あたり10万円×5年間）<br>（限度額1億円、1年間2,000万円） |
| 富山市企業団地等用地賃借料助成金交付要綱 | ○市が指定する企業団地等において事業用定期借地により借地し、操業開始時に10人以上の常用労働者を有し、かつ1年以内に新規雇用者数が5人以上となること | 助成金<br>○用地賃借料×1/2×3年間 |
| 富山市物流業務施設立地助成金交付要綱 | ○富山県物流業務施設立地助成金交付要綱の適用を受けていること | ○物流業務施設の新設・移設又は増設に係る用地、建物、設備の取得に要する経費の5%以内（うち県助成1/2）<br>○限度額<br>1億円<br>ただし、企業立地助成金及び用地取得助成金の助成がいずれもあるものとして、それぞれ算定される額の合算額が当該限度額を超えるときは、当該合算額を限度とする |

# 石川県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

| 条例名 | 対象者の要件 | 対象地域 | 事業税 | 不動産取得税 |
|---|---|---|---|---|
| 中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例 | ①工業生産設備取得額10億円超<br>②増加雇用者数50人超 | 都市開発区域 | ― | ○取得時<br>○不均一課税<br>通常税率×1/2 |
| 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例 | ①工業生産設備取得額2,700万円超<br>②青色申告をしている者 | 過疎地域 | ○3年間<br>○課税免除 | ○取得時<br>○課税免除 |
| 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例 | ①工業生産設備取得額2,700万円超<br>②青色申告をしている者 | 半島振興対策実施区域 | ○3年間<br>○不均一課税<br>通常税率×1/10 | ○取得時<br>○不均一課税<br>通常税率×1/10 |
| 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例 | ①工業生産設備取得額2,700万円超<br>②製造業以外の場合、増加雇用者15人 | 原子力発電施設等立地地域 | ○3年間<br>○不均一課税<br>通常税率×1/2（1年目）<br>×3/4（2年目）<br>×7/8（3年目） | ○取得時<br>○不均一課税<br>通常税率×1/10 |
| 産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例 | ①家屋又はその敷地である土地の取得額2億円超<br>（一部業種については5,000万円超）<br>②企業立地促進法基本計画に定める指定業種<br>（機械、繊維、食品、IT）<br>③当該新増設に対し企業立地計画の承認をうけた者 | 企業立地促進法基本計画に定める集積区域 | なし | ○取得時<br><br>○課税免除 |

〈補助金・助成金・奨励金〉

| 条例名・制度名 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 交付条件 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 補助対象事業等 | 補助額等 | 限度額 |
| 金沢港物流ルート転換支援事業費補助金 | 荷主または物流事業者 | 金沢港を組み込んだ新たな物流ルートを構築するための、トライアル輸送を行うもの。 | 県内、県外企業を問わない。 | 輸送ルート・輸送貨物の選定、出荷・受入体制の調整、及び事前現地調査等に伴う経費を含む「輸送計画策定経費」<br>試験輸送の品質確認のための調査、リードタイム・コストの検証、及び試験輸送後の改善策検討等に伴う経費を含む「輸送品質検証経費」<br>試験輸送における海上輸送、陸上輸送、梱包及び保管等に要する経費のうち、現在利用している物流ルートと比較するために必要な経費。ただし、現在利用している物流ルートと共通に必要な経費を除く。 | 左に要する経費の一部または全部。 | 1企業あたり100万円。 |
| 創造的産業等立地促進補助金 | 立地企業 | ○投資額が5億円以上<br><br>○常時雇用者数（純増）<br><br>産業高次機能施設、空港・港湾活用工場等は10人以上、独自技術保有工場等は20人以上 | ○県下全域 | ○産業高次機能施設（企業の中枢管理機能又は研究開発機能に係る事業場）<br>○空港・港湾活用工場等<br><br>（空港又は港湾を活用し、国際物流拠点化に貢献する工場等）<br>○独自技術保有工場等（市場占有率の高い自社製品の製造又は高度な基礎技術保有工場等）<br><br>※上記施設の新設又は増設 | ○産業高次機能施設<br>投資額の20%以内<br><br>○空港・港湾活用工場等投資額の10%以内<br>○独自技術保有工場等<br>投資額の10%以内 | ○15億円（ただし、大規模な中枢管理機能の移転や大規模増設投資の場合、30億円） |
| 雇用拡大関連企業立地促進補助金 | 立地企業 | ○常用雇用者数（純増）が15人以上（ただし、過疎地域等は5人以上、過疎地域等を除く能登地域は10人以上）<br>○投資額が1億円以上（ただし、過疎地域等を除く能登地域での増設は3億円以上、過疎地域等を除く加賀地域での増設は5億円以上）、特認は、投資額100億円以上かつ常時雇用者数（純増）100人以上（増設の場合は先のいずれか）であって、市町が助成を行う場合に限る<br>※情報処理・提供サービスを営む事業所のうちコールセンターについては、従業員数が100名以上のものとする<br>※創造的産業等立地促進補助金との重複適用が可能 | ○県下全域 | ○製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業を営む事業所及び情報処理・提供サービス施設等の新設又は増設 | ○新設<br>投資額の20%以内＋常時雇用者数（純増）×50万円<br><br>○増設<br>投資額の10%以内＋常時雇用者数（純増）×50万円 | ○新設<br>5億円<br><br>特認10億円<br>（市町分と合わせ20億円）<br><br>○増設　2億円／回<br>特認5億円（市町分と合わせ10億円）<br>※1企業あたりの交付限度額は新増設合わせて10億円） |
| いしかわサイエンスパーク研究所等立地促進補助金 | 立地企業 | ○投資額が1億円以上<br>○常時雇用者数（純増）が5人以上<br><br>※創造的産業等立地促進補助金との重複適用が可能 | ○いしかわサイエンスパーク | ○研究所等の新設又は増設 | ○新設<br>投資額の15%以内＋常時雇用者数（純増）×50万円<br>○増設<br><br>投資額の12.5%以内＋常時雇用者数（純増）×50万円 | ○新設<br>5億円<br><br>○増設<br><br>2億円／回<br>※1企業あたりの交付限度額は新増設合わせて10億円 |

# 石川県

〈融資〉

| 条例名・制度名 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 融資条件 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 融資対象事業等 | 融資条件 | 限度額 |
| 企業立地促進融資 | 新規立地企業 | ○県外からの企業の新規立地であること<br>○10人（過疎地域は5人）以上の常時雇用者数の増加があるもの<br>○地域経済への波及効果があるもの | ○県が指定する地域（農工地区、工場適地、県、市町の造成団地など） | ○工場用地、建物、機械設備等の取得に要する経費（投資額） | ○利率<br>年1.60%以内<br><br>（H22.4.1現在）<br>○融資期間10年以内又は15年以内（うち据置2年以内） | ○投資額2/3又は5億円のいずれか低い額 |

# 金沢市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 対象者の要件 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例 | 〔一般製造工場〕<br>〇工場適地又は市長が認める地区内<br>〇土　地　3,000㎡以上<br>〇工　場　1,000㎡以上<br>〇従業員　10人以上 | 補助金<br>〇土地取得費×0.2以内<br>〇工場建設費等×0.05以内<br>〇限度額　2億円（市長特認3億円） |
| | 〔高度技術工場〕<br>〇工業専用地域　工業地域、準工業地域<br>〇土　地　3,000㎡以上<br>〇工　場　1,000㎡以上<br>　又は投下固定資産1億円以上<br>〇従業員　10人以上 | 補助金<br>〇土地取得費×0.2以内<br>〇工場建設費等×0.05以内<br>　又は<br>〇投下固定資産×0.1以内<br>〇限度額　2億円（市長特認3億円） |
| | 〔特定事業所〕<br>〇ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所<br>〇土　地　3,000㎡以上<br>〇建　物　1,000㎡以上<br>　又は投下固定資産1億円以上<br>〇従業員　10人以上 | 補助金<br>〇土地取得費×0.2以内<br><br>〇建物建設費×0.05以内<br>　又は<br>〇投下固定資産×0.1以内<br>〇限度額　2億円（市長特認3億円） |
| | 〇上記対象工場等における新規雇用（市民）　5人以上 | 補助金<br>〇新規雇用者×20万円<br>〇限度額　4,000万円 |
| | 〇一般製造工場、流通業務施設（投資額1億円以上、従業員10人以上）の新設、増設<br>〇高度技術工場及び特定事業所（投資額5,000万円以上、従業員10人以上）の新設、増設 | 融資<br><br>〇投下固定資産額×3/4以内<br><br>〇5億円限度 |
| 金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例 | 〔高度技術工場及び地域拠点工場〕<br>〇工　場　1,500㎡以上<br>（増設は1,000㎡以上）<br>〇従業員　10人以上<br>〔試験研究所〕<br>〇建　物　1,000㎡以上<br>〇従業員　5人以上 | 補助金<br>〇土地取得費×0.2以内<br>〇建物建設費等×0.1以内<br>〇機械設備×0.1以内<br>〇限度額　5億円 |
| | 〇上記対象工場等における新規雇用<br>（市民）　10人以上 | 補助金<br>〇新規雇用者×50万円<br>〇限度額　1億円 |
| 雇用拡大関連企業立地助成金交付要綱 | 〔情報処理･提供サービス施設〕<br>〇市外からの新設または中心市街地メインストリートへの移転･増設<br>〇常用雇用者　100人以上<br>〇新規雇用(市民）20人以上<br>〇H26.3.31まで | 補助金<br>(1)設備投資額×0.05以内<br>(2)建物賃料×1/2(または1/3)<br>〇限度額　(1)＋(2)で2億円<br>(3)新規雇用者×20万円<br>〇限度額　4,000万円<br>上記合計で2億4,000万円限度 |
| 拠点再整備企業立地助成金 | ■東日本大震災における災害救助法の適用都道府県、又は東京電力、東北電力の電気供給都県から、金沢市内に工場等又は事業の一部を移転する大震災被災企業等<br>■リスク分散や企業の競争力強化のため、他地域で行っている事業を金沢市内で行い、市内事業所の規模を拡大させる拠点再編企業 | 助成金<br><br><br><br>(1) 設備投資助成<br>･建物整備費（増設）の10%<br>･建物改修費･機械設備取得費の10%<br>･機械設備移設費の50%<br>　助成限度額　2億円<br>(2) 新規雇用助成<br>上記(1)の助成を受ける事業における市民の新規雇用<br>･新規雇用者×20万円<br>助成限度額　4000万円 |
| | ■業種　…　製造業、ソフトウエア業　ほか<br>（企業立地助成金及び金沢テクノパーク企業立地助成金対象業種）<br>■業種　…　製造業、ソフトウエア業　ほか<br>（企業立地助成金及び金沢テクノパーク企業立地助成金対象業種）<br>※助成期限<br>平成29年3月31日までに助成の認定をした事業 | |

# 福井県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

| 条例名 | 対象者の要件 | 対象地域 | 事業税 | 大規模償却資産の取得に係る固定資産税 | 不動産取得税 |
|---|---|---|---|---|---|
| 特定地域等の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 | ○製造業（県が指定する業種）<br>○工業生産設備取得額2億円超<br>（農林漁業関連は5,000万円） | 同意集積区域 | ― | ○3年間<br>○課税免除（全額） | ○取得時<br>○課税免除（全額） |
| | ○製造業、ソフトウェア業、旅館業<br>○工業生産設備取得額2,700万円超<br>○青色申告をしている者 | 過疎地域 | ○3年間<br>○不均一課 | ○3年間<br>○課税免除（全額） | ○取得時<br>○課税免除（全額） |
| | ○製造業、電気供給業、ガス供給業<br>○工業生産設備取得額10億円超<br>○増加雇用者数50人超<br>○青色申告をしている者 | 都市開発区域<br>（近畿圏及び中部圏） | ― | ○3年間<br>○不均一課税 | ○取得時<br>○不均一課税 |
| | ○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業<br>○工業生産設備取得額2,700万円超<br>○増加雇用者数15人超<br>○青色申告をしている者 | 原子力発電所施設等立地地域 | ○3年間<br>○不均一課 | ○3年間<br>○不均一課税 | ○取得時<br>○不均一課税 |

〈補助金〉

| 条例名・制度名 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 交付条件 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 補助対象事業等 | 補助額等 | 1回当たり交付限度額 | 1企業グループ当たり総交付限度額 |
| 企業立地促進補助金 | ○県または県と市町の誘致により福井県内に新たに立<br>○新規立地から10年以内に増設を行う県外企業 | ○先端技術産業A※1<br>○健康長寿産業A※2<br>投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者10人以上20人未満 | ○県内全域 | ○投下固定資産額<br>①土地の取得および造成に要する経費<br>②工場、事業所、試験研究所の建設に要する経費<br>③機械装置等の取得に要する経費 | ○投下固定資産額×20% | ○3億円 | ○30億円 |
| | | ○先端技術産業B<br>○健康長寿産業B<br>投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者20人以上30人未満 | | | | ○6億円 | |
| | | ○先端技術産業C<br>○健康長寿産業C<br>投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者30人以上 | | | | ○10億円 | |
| | | ○一般製造業A<br>新規雇用者20人以上 | | | ○投下固定資産額×10% | ○1億円 | ○8億円 |
| | | ○一般製造業B<br>投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者30人以上 | | | | ○4億円 | |
| | | ○物流関連産業※3<br>投下固定資産額5億円以上かつ新規雇用者30人以上 | | | ○投下固定資産額×20% | ○10億円 | ○30億円 |
| | | ○試験研究所<br>投下固定資産額1億円以上かつ新規雇用者10人以上 | | | ○投下固定資産額×15% | ○3億円 | ○6億円 |
| | | ○情報サービス業<br>投下固定資産額3,000万円以上かつ新規雇用者10人以上 | | | ○投下固定資産額×20%<br>○土地建物賃借料25% | ○2億円<br>（うち賃借料2,000万円／年[3年間]） | ○4億円 |
| | | ○企業立地促進補助金の交付対象事業者のうち、先端技術産業、健康長寿産業、試験研究所で、新規立地に該当するもの | | ○事業活動費<br>①製品搬送費<br>②工業用水道料<br>③燃料費<br>④電気料<br>⑤土地建物賃借料 | ○事業活動費×10～50%<br>（補助率は雇用者数に応じて変動） | ○1,000万円～1億円／年[3年間]<br>（限度額は雇用者数に応じて変動） | ― |

※1 先端技術産業…製造業のうち、「最先端技術のメッカづくり基本指針（平成17年3月）」に基づき、同指針で位置づけられたフューチャークラスター（分散型発電・携帯エネルギー・モバイル・IT機器・次世代自動車部品）形成の核づくりに寄与する原材料、加工、半製品、製品製造のための高度技術を有するもの

※2 健康長寿産業…製造業のうち、医薬品またはその原材料・医療機器またはその主要部品・特定保健用食品または栄養機能食品を生産するもの、または健康長寿推進に貢献すると知事が特に認めるもの

※3 物流関連産業…日本標準産業分類に掲げる「道路貨物運送業」、「倉庫業（ただし水面木材倉庫業を除く）」、「貨物運送取扱業」、「港湾運送業」、「卸売業」および物流施設を設置する「小売業」であって、本県を除く複数の都道府県に対して本県内への発送量を上回る貨物の発送を行う業

# 福井県

〈補助金〉

| 条例名・制度名 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 交付条件 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 補助対象事業等 | 補助額等 | 限度額 |
| 県内成長企業生産拠点拡大促進補助金 | ○先端技術産業または健康長寿産業に新規参入する県内企業 | ○県内工場の常用労働者が100人以上で、新事業開始から1年を経過後も雇用の維持を図れること<br>○投下固定資産額10億円以上<br>○立地市町の助成を受けている（受ける予定である）こと | 福井県全域 | ○投下固定資産額<br>①土地の取得および造成に要する経費<br>②工場、事業所、試験研究所の建設に要する経費<br>③機械装置等の取得に要する経費 | ○投下固定資産額×10/100 | ○3億円 ※ |
| | ○先端技術産業または健康長寿産業を営む県内企業 | ○投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者10人以上20人未満 | | | ○投下固定資産額×20/100 | ○3億円 ※ |
| | | ○投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者20人以上30人未満 | | | | ○6億円 ※ |
| | | ○投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者30人以上 | | | | ○10億円 ※ |

※ 立地市町の交付額を上限とする。

〈補助金〉

| 条例名・制度名 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 交付条件 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 補助対象事業等 | 補助額等 | 1回当たり交付限度額 | 1企業グループ当たり総交付限度額 |
| 企業受入支援金 | ○県外工場の一部を閉鎖し、県内に工場を新規立地、新増設する企業 | ○製造業<br>○操業開始から1年以内に新規雇用者を3人以上雇用すること | 福井県全域 | ○機械装置等の移転に伴う経費<br>○従業員の転入にかかる経費（ただし、企業が負担 | ○機械装置等の移転に伴う経費、従業員の転入に係る経費×50/100 | ○2千万 | ― |
| | ○県外の工場を一部閉鎖し、県内に工場を新規立地、新<br>○県または県と市町の誘致により福井県内に新たに立<br>○新規立地から10年以内に増設を行う県外企業 | ○先端技術産業A※1<br>○健康長寿産業A※2<br>投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者10人以上20人未満 | | ○投下固定資産額<br>①土地の取得および造成に要する経費<br>②工場、事業所、試験研究所の建設に要する経費<br>③機械装置等の取得に要する経費 | ○投下固定資産額×20% | ○3億円 ※ | ○30億円 ※ |
| | | ○先端技術産業B<br>○健康長寿産業B<br>投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者20人以上30人未満 | | | | ○6億円 ※ | |
| | | ○先端技術産業C<br>○健康長寿産業C<br>投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者30人以上 | | | | ○10億円 ※ | |
| | | ○一般製造業A<br>新規雇用者20人以上 | | | ○投下固定資産額×10% | ○1億円 ※ | ○8億円 ※ |
| | | ○一般製造業B<br>投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者30人以上 | | | | ○4億円 ※ | |

※ 交付限度額は、企業立地促進補助金の指定を受けた事業に対する補助金交付額を算入する。

〈補助金〉

| 条例名・制度名 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 交付条件 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 補助対象事業等 | 補助額等 | 年間限度額 |
| 敦賀港利用拡大事業補助金 | ○船社 | ○新たな航路運航船社 | ※韓国のみ除く | ○1航路、1寄港 | ○1寄港あたり10万円 | ○500万円 |
| | ○大口荷主 | ○県内企業　年300TEU超利用　○県外企業　年500TEU超利用 | ※中国限定 | ○取扱貨物量（継続の場合、前年度を増加した場合につき、増加分の取扱貨物量） | ○1TEUあたり1万円 | |
| | ○荷主、物流事業者 | ○県内企業　年10TEU超利用 | | ○取扱貨物量（継続の場合、前年度を増加した場合につき、増加分の取扱貨物量） | ○1TEUあたり1万円 | ○100万円 |
| | | ○県外企業　年50TEU超利用 | ※中国限定 | ○取扱貨物量（継続の場合、前年度より20%以上増加した場合につき、増加分の取扱貨物量） | | |

※補助額は県と敦賀市が1／2ずつ負担

〈融資〉

| 条例名・制度名 | 対象者 | 対象者の要件 | 対象地域 | 融資条件 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 融資対象事業等 | 融資額等 | 限度額 |
| 企業立地促進資金融資要綱 | ○県または市町の誘致企業 | ○発電用施設の周辺地域の住民3人または新規雇用従業者の2/10のいずれか多い人数以上を新たに雇用する予定があること | ○県内全域 | ○土地、建物、機械設備の100%以内 | ○利率1.50%（平成24年4月現在）<br>○貸付期間15年（うち据置2年） | ○5億円<br>（知事が特に必要と認めた場合10億円） |

# 敦賀市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|
| 敦賀市企業立地促進要綱 | | |
| （Ⅰ）企業立地促進補助金 | ◆工業専用、工業各地域、市長特認地域<br>【製造業】<br>A：投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者20人以上<br>（増設又は移設10人以上）<br>B：投下固定資産額3億円以上かつ新規雇用者15人以上<br>（増設又は移設８人以上）<br>C：投下固定資産額１億円以上かつ新規雇用者10人以上<br>（増設又は移設５人以上） | ○投下固定資産額×20%<br>○交付限度額<br>A：3億円<br>（総交付限度額：9億円）<br>B：1.5億円<br>（総交付限度額：4.5億円）<br>C：１億円<br>（総交付限度額：３億円） |
| | ◆工業専用、工業、準工業各地域、市長特認地域<br>【運輸業】<br>A：投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者20人以上（増設10人以上）<br>B：投下固定資産額3億円以上かつ新規雇用者15人以上（増設８人以上）<br>C：投下固定資産額１億円以上かつ新規雇用者10人以上（増設５人以上） | ○投下固定資産額×20%<br>○交付限度額<br>A：３億円（総交付限度額：９億円）<br>B：1.5億円（総交付限度額：4.5億円）<br>C：１億円（総交付限度額：３億円） |
| | ◆市内全域<br>【情報サービス業】<br>A：投下固定資産額5,000万円以上かつ新規雇用者30人以上（増設20人以上）<br>B：投下固定資産額3,000万円以上かつ新規雇用者10人以上（増設7人以上） | ○投下固定資産額×20%<br>○交付限度額<br>A：1.5億円（総交付限度額：4.5億円）<br>B：１億円（総交付限度額：３億円） |
| | ◆市内全域<br>【試験研究所】<br>○投下固定資産額5,000万円以上かつ新規雇用者10人以上（増設7人以上） | ○投下固定資産額×20%<br>○交付限度額：1.5億円<br>（総交付限度：4.5億円） |
| （Ⅱ）特定地域企業立地促進補助金 | ◆敦賀市産業団地<br>【製造業】<br>A：投下固定資産額30億円以上かつ新規雇用者30人以上（増設25人以上）<br>B：投下固定資産額10億円以上かつ新規雇用者20人以上（増設15人以上）<br>C：投下固定資産額3億円以上かつ新規雇用者15人以上（増設10人以上） | ○投下固定資産額×20%<br>○交付限度額<br>A：４億円<br>（総交付限度額：１２億円）<br>B：３億円<br>（総交付限度額：９億円）<br>C：1.5億円<br>（総交付限度額：4.5億円） |
| （Ⅲ）雇用補助金 | ○企業立地促進補助金、特定地域企業立地促進補助金のいずれかの交付指定を受けていること | ○補助額：30万円／人<br>○交付限度額：3,000万円 |
| （Ⅳ）空き施設活用補助金 | ○企業立地促進補助金の交付指定を受けていること<br>○延床面積600㎡以上（情報サービス業は200㎡以上） | ○補助額：賃借料３年分×2/3<br>○交付限度額：3,000万円 |